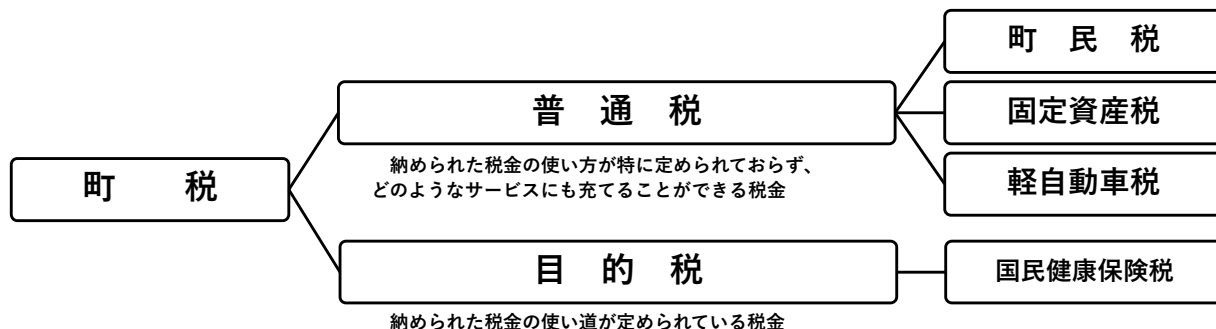


町税について

みなさんから町に納めていただく税金は、様々な身近なサービス（福祉、生活環境、道路、上水道、消防、学校など）を提供し、住みよい豊かなまちづくりのために必要な費用を、地域社会の構成員である住民に広く負担していただくものです。



税 目	納税義務者	内 容
個人町県民税	<u>1月1日現在において、 町内に住所を有する個人</u>	<u>前年中の所得に応じて算出（課税）される税金</u> ※ 翌年度に課税されることから、予め納税する準備を しておく必要があります。 前年の所得から納付する資金計画を立てましょう。
法人町民税	<u>町内に事務所または事業所等 を有する法人</u>	<u>法人の規模（資本金等の額、従業員数）並びに 事業年度の所得に応じて課税される税金</u>
固定資産税	<u>1月1日現在において、 町内に固定資産 （土地・家屋・償却資産） を有する者</u>	<u>固定資産価格（評価額）に応じて課税される税金</u>
軽自動車税 （種別割）	<u>4月1日時点における 軽自動車等の所有者</u>	<u>軽自動車等を所有している方に課税される税金</u>
国民健康保険税	<u>国民健康保険に加入する 被保険者の属する世帯の世帯主</u>	<u>国民健康保険被保険者の加入人数及び加入者の 前年中の所得額に応じて算出（課税）される税金</u> ※ 翌年度に課税されることから、予め納税する準備を しておく必要があります。 前年の所得から納付する資金計画を立てましょう。

納付方法は「口座振替」が便利です！

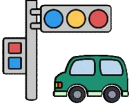
口座振替とは、町税等について、納税義務者が指定した金融機関口座からの自動引き落としによって納税することができる納付方法です。

収め忘れがなく、金融機関・役場窓口に出向く必要がなく、現金を持ち歩く必要もありません。一度の申込みで納期毎、毎年口座振替が継続する安全・安心、便利、確実な納付方法です。

税 目		納 税 期 限														
		※個人町県民税(特徴)を除き、月末														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
個人町県民税	普通徴収			第1期		第2期		第3期		第4期						
	特別徴収			毎月、翌月10日（6月～翌年5月分）												
法人町民税		確定申告 ⇒ 事業年度終了後、2ヶ月以内 中間申告 ⇒ 事業年度開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内														
固定資産税			第1期			第2期		第3期		第4期						
軽自動車税			全期													
国民健康保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期						

※納税期限が休日の場合は、その翌日。土曜日の場合は、その翌週の月曜日となる。

「税金」により賄われています

公共サービス 警察、消防、ごみ収集、福祉 など			公共施設 道路、学校、公園 など		
					
警察費・消防費 (令和4年度)	ごみ処理費用 (令和4年度)	国民医療費の 公費負担額 (令和3年度)	道路整備事業費 (令和6年度)	校舎・体育館 などの建設費用 (令和6年度)	
約5兆3,177億円※1 国民1人当たり 約42,560円	約2兆4,726億円※2 国民1人当たり 約19,800円	約17兆1,025億円※3 国民1人当たり 約136,300円	約1兆6,715億円※4	約732億円※5	
※1・2 出所：総務省「令和6年度地方財政白書」			※4・5 出所：財務省「令和6年度予算及び財政投融资計画の説明」		

公立学校の児童・生徒一人当たりの公費負担額(令和3年度)

普段通っている学校で使う用品や施設のほか、教科書の無償配付などにも、税金が使われています。

(全国平均) ※出所：文部科学省「令和4年度地方教育費調査(令和3会計年度)」



小学生

約921,000円



中学生

約1,067,000円



高校生(全日制)

約1,129,000円

【お問い合わせ】 田子町役場 税務課 TEL 20-7112